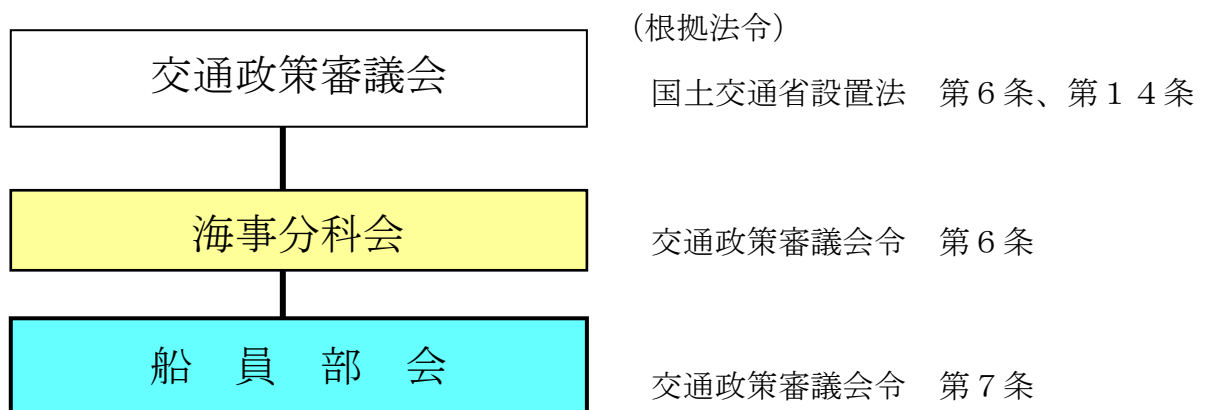


船員部会の今後の進め方について

1. 船員部会の概要

- (1) 設置趣旨：船員中央労働委員会の廃止により、当該委員会が担っていた調査審議機能を引き継ぐとともに、船員政策全般に関する調査審議を行う機関として設置。
- (2) 審議事項：①船員政策に係る重要事項
②船員法、船員職業安定法等船員関係法令に基づく調査審議事項
※その他船員問題に関する労使関係者の意見交換の場としても活用。
- (3) 権能：船員部会の議決を海事分科会の議決とみなす。
- (4) 体制：労働者及び使用者代表各 5 名。公益代表は 7 名。

<組織図>



2. 船員政策に係る重要事項の審議

- (1) 委員からご意見を伺った上で、テーマを選定し、議論して頂く。
- (2) その他、船員関係データ・予算の報告、関係する検討会や国際条約の動向等の結果報告等を実施。

船員部会における審議事項について

審 議 事 項

1. 船員政策に係る重要事項(世界的な外航船員不足の中での今後の船員確保策等)

2. 船員関係法令に基づく事項(従来から船労委において審議してきた事項)

○船員法

- ・船員法の施行、改正に関する事項の調査審議
- ・不当な就業規則に対する変更命令にあたっての決議
- ・労働時間を定める省令等の制定等の決議

○船員災害防止活動の促進に関する法律

- ・船員災害防止基本計画、実施計画の作成等にあたっての意見

○船員職業安定法

- ・船員派遣事業の許可にあたっての意見
- ・船員職業安定法の施行に関する重要事項についての意見

○最低賃金法

- ・最低賃金の決定、改正等に関する調査審議
- ・最低賃金が適用される業種等に関する建議

○男女雇用機会均等法

- ・男女雇用機会均等対策基本方針、指針等の制定等にあたっての意見

○育児休業法

- ・育児介護休業法関係省令の制定、改正、重要事項決定にあたっての意見

○勤労青少年福祉法

- ・勤労青少年福祉対策基本方針の制定等にあたっての意見

○勤労者財産形成促進法

- ・勤労者財産形成政策基本方針の制定等にあたっての意見